

## 税務課の目標（平成20年度）自己評価書

税務課長 菊間利和

## 達成度

- 5 目標を完全に達成した。
- 4 目標を概ね達成した。
- 3 目標を一部達成した。
- 2 目標をほとんど達成できなかった。
- 1 目標をまったく達成できなかった。

個別事業とその目標	達成度	目標達成の効果又は達成できなかった理由等
<p><b>1 税制改正の周知（住民税班）</b></p> <p>（1）住民税</p> <p>平成20年度については、三位一体改革の税源移譲に伴う税制改正による、所得変動に係る経過措置の対象年度であります。内容としては、所得税と住民税の税率変更により、平成19年分の所得税が課税されなくなり、平成19年度の住民税のみ税負担が増加した納税者に対し、増加分を還付する特例制度であります。</p> <p>この制度内容については、既に広報やホームページに掲載し、内容の周知に努めていますが、制度内容が複雑なことから6月中旬に対象者を抽出し、対象納税者には通知者及び申告書を送付し制度内容の周知に努めます。</p> <p>（2）国民健康保険税</p> <p>後期高齢者医療制度に伴い税率区分の変更について、広報や冊子等により個人の負担額が変わらない旨の周知に努めます。</p> <p>また、65歳以上75歳未満の年金特別徴収が10月より開始されることから、同様に内容の周知に努めます。</p> <p><b>2 適正な課税のための課税客体調査業務（資産税班）</b></p> <p>平成21年度の固定資産評価替えに向け、飯積地区を除く市街化区域内において、宅</p>	<p>5</p> <p>4</p> <p>4</p>	<p>・所得変動に対する住民周知については、広報6月号に内容を掲載すると共にホームページにより内容の周知を図り、該当者には郵送により還付申告書を発送した。</p> <p>・通知数 556名（町内544名・町外12名）</p> <p>また、申告書受領後、該当者には還付計算明細書を送付し理解に努めた。なお、還付申告書発送後、修正申告等で非該当となった者にも計算明細書を同封し内容の理解に努めた結果、問い合わせ等は皆無であった。</p> <p>・三位一体の改革に伴う税制改正の一部である住民税における住宅取得控除も上記と同様の措置を行った。</p> <p>・税法を遵守し、改正内容の周知を十分に行った。</p> <p>・広報掲載やホームページに内容を掲載し、該当者には納税通知書に変更内容を同封し、加入者の理解に努めた。</p> <p>・住民課国保班と十分な連携を図った。</p> <p>市街地宅地評価法（路線価に基づく評価）を導入することができ、これまで以上に公平・公正な課税ができるように</p>

<p>地の評価方法が「その他の宅地評価法」を採用している区域に、「市街地宅地評価法」(路線価に基づく評価)を導入します。(平成18年度～平成20年度の3か年継続事業)</p> <p><b>3 徴収率の向上(収税班)</b></p> <p>自主財源である税収の確保や税負担の公平性の観点から滞納額を減らし、徴収率の向上を図ります。このため、滞納者と接触を図り、納税相談や電話催告、分納の管理等きめ細かな対応、自主納付を促進します。併せて、口座振替加入率の向上に努めます。</p> <p><b>4 高額・困難な滞納案件の滞納整理の推進(特別徴収室)</b></p> <p>滞納額が大きく、また、悪質な滞納者に対して、きめ細やかな財産調査や千葉県滞納整理推進機構との連携をとおして滞納処分を強化し、滞納額の縮減を図り、税負担の公平性の確保に努めます。</p> <p><b>5 チャレンジ目標</b></p> <p>税負担の公平・公正を図るため、担税力があり納付意思のない悪質な滞納者に対しては、綿密な財産調査を行い、滞納処分に努めます。</p>	<p>4</p> <p>4</p> <p>4</p>	<p>なった。</p> <p>督促状、納税催告書、電話催告、臨戸徴収等により、滞納者と接触し、納税相談や分納誓約等を行い、滞納繰越分の徴収率が向上した。</p> <p>しかし、税源移譲に伴う住民税の負担増の影響や納税催告に応じない者、また、納税意志の薄い者や納税能力のない者もいるため、現年分の徴収率の向上は厳しいものとなっている。</p> <p>口座振替加入率については、町広報誌や窓口での加入勧奨、更に、納税通知書に口座振替申し込み用紙を同封する等を行い、現時点において、固定資産税・都市計画税 37.80%(前年度比 102.23%)、軽自動車税 33.36%(前年度比 102.06%)、町県民税 20.77%(前年度比 103.79%)となり、上昇している。ただし、国民健康保険税については、後期高齢者が年金天引きに移行した影響で、加入率 33.36%(前年度比 96.45%)となり、下降している。</p> <p>千葉県滞納整理推進機構との滞納整理等により、預貯金・給与・不動産・生命保険の差押を実施し、税負担の公平性の確保を図った。しかし、多方面からの財産調査によっても差し押さえ財産の把握ができない案件も存在した。</p> <p>実態調査、財産調査等により差押財産の把握に努め、預貯金・給与等の差押えを執行した。</p> <p>その結果、差押財産の換価、自主納付または、納付誓約</p>
---	----------------------------	---

		に至った。
--	--	-------